



○ 農地・水保全管理支払交付金の制度について

今年度、農地・水保全管理支払交付金の制度について、対象となるメニューが追加になりました。主な内容は以下のとおりです。

I 共同活動支援交付金の対象活動

「鳥獣害防護柵の 更新又は新設」が可能 になりました。

これまでは、鳥獣害防護柵の補修しか対象となりませんでしたが、遊休農地発生防止の保全管理として、鳥獣害防護柵の更新又は新設を行うことが可能となりました。

その場合、活動計画の変更となりますので、活動組織の構成員の合意を得た上で必要な手続きを行ってください。



II 向上活動支援交付金の対象活動

高度な農地・水の保全活動として、水管理作業や畦畔法面の管理作業を省力化するための4項目の取組が追加されました。(共同活動支援交付金の対象にもなります)

これにより、14 あった活動項目が4項目増え 18 になりました。

「末端ゲート・バルブの自動化等」

(農業用水の保全)

「給水栓・取水口の自動化等」

(農業用水の保全)

「カバープランツ(雑草を抑制する植物)の植栽」

(地域環境の保全)

「法面への小段(犬走り)の設置」

(地域環境の保全)



給水栓の自動化



雑草を抑制する植物
(カバープランツ)の植栽



法面への小段設置

なお、バルブや給水栓の設置にあたっては地域の営農活動等の実情に応じたものを設置する必要があること、カバープランツの設置など植栽にあたっては地域の生態系や気象条件等に適したものを選定する必要があることから、地域における環境などの専門的知識を有する方の助言を得ること。あるいは最寄りの市町村、土地改良区等にご相談ください。

また、これら追加メニューに係る交付額の事例は以下のとおり。(対象面積50haの場合)

取組内容	数量	交付額
ゲート・バルブ等の自動化	9箇所	50万円
カバープランツの設置	500㎡	50万円
法面への小段の設置	250m	50万円

※ 交付額の上限は、1活動組織（保全組織は、1集落あたり）200万円です。

また、対象面積や、設置数量により交付額が変わります。

お知らせ

I フリューム類を使用する場合は、早めに製造メーカーに注文しましょう。

水路などに使用するコンクリート二次製品は、稲刈り後の晩秋～初冬に注文が集中するため、注文が遅くなると、希望する時期に納入されないケースがあります。

使用する製品の種類や数量が早めにわかると、製造メーカーでも対応がしやすいので、できるだけ早く注文してください。

II 豪雨災害など、異常気象時の対応について

平成25年7月に発生した大雨による災害については、県内全域で大きな被害をもたらしております。

今回のような豪雨災害で、協定農用地や活動の対象としている施設が被災を受けても、災害復旧事業に該当しない場合には、「農地・水保管理支払交付金」を活用して、土砂撤去や法面復旧などの応急措置を行うことが可能です。



その場合には、以下の点に気をつけて、活動を行ってください。

①共同活動支援交付金を活用する場合

応急措置を行う際は、「異常気象後の見回り」により点検・機能診断を行い、その結果を整理したうえで行ってください。

また、この場合、業者へ一括発注するといったような丸投げはできませんので、活動組織の構成員も一緒に活動に参加するようにしてください。

②復旧活動支援交付金を活用する場合

対象施設は、「水路」、「農道」、「ため池」です。

対象施設が、協定や活動計画に含まれていない場合は、協定や活動計画の見直しが必要となる場合がありますので、施設の管理者等に確認するようにしてください。

【お問い合わせ先】 岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会事務局
(岩手県土地改良事業団体連合会内)

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1

TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260